

家畜衛生だより

令和3年度第1号(豚) 令和3年4月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

新年度挨拶 所長挨拶

4月から南部家畜保健衛生所長を拝命した江森です。よろしくお願いたします。
昨年11月から香川県で発生した高病原性鳥インフルエンザは、その後全国に発生が拡大し、3月に至るまでに18県で52事例が発生しました。なお本県では、12月に当所管内で1例目が、2月までに11例が発生し、本県の採卵鶏の半数近くを処分するという未曾有の事態となりました。

豚熱については、ウイルスに感染した野生いのししの確認範囲が拡大しており、ワクチンを接種して感染を防いでいるものの接種農場での発生が散発しており、接種頻度を上げるために、家畜防疫員による接種を原則としつつ、県が認める民間獣医師の接種も可能となる新たな体制に移行する見込みです。

なお、口蹄疫やアフリカ豚熱などは近隣諸国で発生が続いており、いつ国内へ侵入するか油断できません。

これらの疾病を、農家の皆さんが飼養している家畜・家きんに感染させないためには、農場の飼養衛生管理区域を意識していただき、農場に出入りする人や車の消毒、衣服や長靴の交換・専用化、いのしし防護柵や防鳥ネットの設置など、飼養衛生管理基準の各項目を再確認し、遵守徹底していただく必要があります。

家保から皆さんにお送りする家畜衛生だよりには必ず目を通していただき、家畜・家きんに異常があった場合は、速やかに連絡いただきますよう改めてお願いし、年度当初の挨拶といたします。

令和3年度南部家畜保健衛生所 新体制



所長 江森 美香*
次長 市沢 三香



衛生指導課

課長 石川 直子*
主査 平川 智子
専門員 瀧口 由貴
主任技師 小高 宏貴
技師 山口 敦子
技師 阿部久瑠美* (新規採用)

防疫課

課長 田中 なほ子
専門員 矢嶋 真二*
技師 大矢 美帆
技師 谷水 友也
技師 後藤 花菜

転出者

原 普 小谷 嘉宏 福井 陽士 清水 貴文

* 転入者



令和3年度 定期報告書 未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします！

家畜を飼養している方は、毎年、農場ごとに、2月1日時点の家畜の飼養頭羽数、飼養衛生管理状況を、県に報告することが義務づけられています。

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、お手数ですが以下の提出期限までにご提出をお願い致します。

【提出期限】

牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし

4月15日まで

飼養衛生管理マニュアルの作成は済んでいますか？

「飼養衛生マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底」が令和3年4月から施行されました。飼養衛生管理マニュアルの作成がお済みでない方は、早めをお願いいたします。

詳しくはこちらのホームページでご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

県内の豚流行性下痢（PED）の発生状況

確定診断日	発生農場	症状
3/22（29例目）	県北東部 繁殖農場	哺乳豚50頭で黄色水溶性下痢
3/29（30例目）	県北東部 繁殖農場	哺乳豚10頭で水溶性下痢

鳥取県及び岡山県が豚熱ワクチン接種推奨地域に追加されました。

兵庫県の死亡野生いのししでの豚熱陽性事例等、最近の野生いのししにおける豚熱感染状況等を踏まえ、鳥取県及び岡山県が豚熱ワクチン接種推奨地域に追加されました。

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

台湾本島の海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱（ASF）ウイルス遺伝子が検出されました

ASF非発生地域の台湾本島で、漂着した豚の死体からASFウイルス遺伝子が検出されました。これまでに台湾では投棄された豚・漂着した豚・漁船から押収した豚肉や豚の死骸のうち15件でASF陽性となっていますが、そのうち14件が中国から近い金門県及び連江県での事例であり、今回のように**日本に近い台湾本島での陽性事例は初めてです。**



(出典：Google Maps)

アフリカ豚熱はアジア諸国で感染が急速に拡大しており、直近では本年2月にマレーシアにおける初めての発生が確認されています。また中国においては先月も新たに6件の発生が確認され、韓国においては野生いのししにおける感染が相次いで確認されています。さらに動物検疫所での検査では、輸入が認められなかった豚肉製品からのASFウイルス遺伝子検出事例が数多く確認されています。

**漂着した豚等の死体に由来する病原体を
豚等の飼養施設に持ち込まないよう
飼養衛生管理基準の遵守の再徹底をお願いします。**

- ・ 車両、物や畜舎周囲の消毒
- ・ 長靴や衣服の交換、消毒による衛生管理区域への病原体の持込防止の徹底
- ・ 毎日の健康観察
- ・ 野生動物の侵入防止